

新旧対照表

| 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）新旧対照表 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-----|--------|---|-------|-------|---|---|-----|--------|---|--|---|
| 改正案 | | 現行 | | | | | | | | | | | | |
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(ばい煙発生施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(ばいじんの排出基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(大気有害物質の排出基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>ばい煙発生施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>施設名</th> <th>規模又は能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 | 施設名 | 規模又は能力 | — | (削る。) | (削る。) | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ばい煙発生施設)</p> <p>第4条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、別表第1の施設名欄に掲げる施設であって、その規模又は能力がそれぞれ同表の規模又は能力欄に該当するもの（臨時的に設置されるもの又は常時移動させながら使用するものを除く。）とする。</p> <p>(ばいじんの排出基準)</p> <p>第10条 条例第7条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第5の施設名欄に掲げる施設ごとに同表のばいじんの量欄に掲げるばいじんの量とする。</p> <p>(大気有害物質の排出基準)</p> <p>第11条 条例第7条第1項の規定による大気有害物質の排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6の大気有害物質の種類欄に掲げる大気有害物質ごとに同表の許容限度欄に掲げる大気有害物質の量とする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>ばい煙発生施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>施設名</th> <th>規模又は能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体</td> <td>日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱</td> </tr> </tbody> </table> | 項 | 施設名 | 規模又は能力 | 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体 | 日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱 |
| 項 | 施設名 | 規模又は能力 | | | | | | | | | | | | |
| — | (削る。) | (削る。) | | | | | | | | | | | | |
| 項 | 施設名 | 規模又は能力 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体 | 日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| 1 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。） | 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 |
| 2 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。） | |
| 3 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。） | |
| 4 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。 |

別表第4（第9条関係）

いおう酸化物の排出基準

| |
|--|
| (略) |
| 備考 付表のKの値欄に掲げる数値を適用して算出されるいおう酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定されるいおう酸化物の量と |

| | | |
|---|---|---|
| | 積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。） | 面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。 |
| 2 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希硫ガス）を燃料として専焼させるものを除く。） | 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。 |
| 3 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。） | |
| 4 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。） | |
| 5 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。 |

別表第4（第9条関係）

いおう酸化物の排出基準

| |
|---|
| $q = K \times 10^{-3} H e^2$ この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。 q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時） K 付表第1 Kの値欄に掲げる値 He 付表第2の算式により補正された排出口の高さ（単位 メートル） |
| 備考 付表のKの値欄に掲げる数値を適用して算出されるいおう酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定されるいおう酸化物の量と |

して表示されたものとする。

- (1) 日本産業規格（以下「規格」という。）K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- (2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) 硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法

付表第1
(略)

付表第2
(略)

別表第5（第10条関係）

ばいじんの排出基準

| 項 | 施設名 | ばいじんの量 |
|---|--|---------|
| — | (削る。) | (削る。) |
| — | (削る。) | (削る。) |
| — | (削る。) | (削る。) |
| 1 | 別表第1の1の項に掲げる溶解炉 | 0.40グラム |
| 2 | 別表第1の2の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜 | 0.80グラム |
| 3 | 別表第1の2の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの | 0.60グラム |
| 4 | 別表第1の2の項に掲げる熔融炉のうちるつぼ炉 | 0.50グラム |

して表示されたものとする。

- (1) 規格K0103 _____ に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- (2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) 硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法

付表第1
(略)

付表第2
(略)

別表第5（第10条関係）

ばいじんの排出基準

| 項 | 施設名 | ばいじんの量 |
|---|---|---------|
| 1 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの | 0.30グラム |
| 2 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの | 0.80グラム |
| 3 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの | 0.40グラム |
| 4 | 別表第1の2の項に掲げる溶解炉 | 0.40グラム |
| 5 | 別表第1の3の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜 | 0.80グラム |
| 6 | 別表第1の3の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの | 0.60グラム |
| 7 | 別表第1の3の項に掲げる熔融炉のうちるつぼ炉 | 0.50グラム |

| | | |
|--|---------------------------------------|---------|
| 5 | 別表第1の2の項に掲げる焼成炉及び溶融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの | 0.50グラム |
| 6 | 別表第1の3の項に掲げる溶融炉のうちるつば炉 | 0.50グラム |
| 7 | 別表第1の4の項に掲げる廃棄物焼却炉 | 0.70グラム |
| 備考 1 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。 | | |

| | | |
|--|---------------------------------------|---------|
| 8 | 別表第1の3の項に掲げる焼成炉及び溶融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの | 0.40グラム |
| 9 | 別表第1の4の項に掲げる反応炉及び直火炉 | 0.40グラム |
| 10 | 別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉 | 0.70グラム |
| 備考 1 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。 | | |

別表第6（第11条関係）

ばいじんの排出基準

| 大気有害物質の種類 | 許容限度 | |
|-------------------------------|--------------------|----------|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウムとして | 1.0ミリグラム |
| 塩素 | | 30ミリグラム |
| 塩化水素 | 別表第1の4の項に掲げる廃棄物焼却炉 | 700ミリグラム |
| | 別表第1の4の項以外の項に掲げる施設 | 80ミリグラム |
| 弗（ふっ）素、弗（ふっ）化水素及び弗（ふっ）化珪（けい）素 | 弗（ふっ）素として | 10ミリグラム |

別表第6（第11条関係）

ばいじんの排出基準

| 大気有害物質の種類 | 許容限度 | |
|-------------------------------|--------------------|----------|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウムとして | 1.0ミリグラム |
| 塩素 | | 30ミリグラム |
| 塩化水素 | 別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉 | 700ミリグラム |
| | 別表第1の5の項以外の項に掲げる施設 | 80ミリグラム |
| 弗（ふっ）素、弗（ふっ）化水素及び弗（ふっ）化珪（けい）素 | 弗（ふっ）素として | 10ミリグラム |

| 鉛及びその化合物 | 鉛として | 20ミリグラム |
|---|------|---------|
| <p>備考 1 当該大気有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される大気有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の塩化水素の項の許容限度の欄に掲げる塩化水素の量（別表第1の4の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 塩化水素の量（単位 ミリグラム） O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率） C_s 規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）</p> <p>3 大気有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。</p> <p>4 測定方法は、付表に掲げるとおりとする</p> | | |

付表

| 物質名 | 測定方法 |
|------|--|
| 塩化水素 | 規格K0107に定めるチオシアン酸第二水銀法（ただし、別表第1の4の項に掲げる廃棄物焼却炉については、規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法） |

| 鉛及びその化合物 | 鉛として | 20ミリグラム |
|--|------|---------|
| <p>備考 1 当該大気有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される大気有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の塩化水素の項の許容限度の欄に掲げる塩化水素の量（別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 塩化水素の量（単位 ミリグラム） O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率） C_s 規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）</p> <p>3 大気有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。</p> <p>4 測定方法は、付表に掲げるとおりとする。</p> | | |

付表

| 物質名 | 測定方法 |
|------|--|
| 塩化水素 | 規格K0107に定めるチオシアン酸第二水銀法（ただし、別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉については、規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法） |